

新居浜工業高等専門学校 J A B E E プログラム修了認定会議規則

平成26年12月 9 日規則第 1 号

(設置)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校に新居浜工業高等専門学校 J A B E E プログラム修了認定会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 専攻科学生の J A B E E プログラム修了認定に関する事項

(組織)

第 3 条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長， J A B E E プログラム責任者
- (2) 教務主事，専攻科長，専攻主任，学科及び科主任
- (3) 事務部長，学生課長

(会議)

第 4 条 会議に議長を置き，校長をもって充てる。

- 2 会議は，議長が招集する。
- 3 議長に事故あるときは，議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 会議は，委員の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし，やむを得ない事由により出席できないときは，その旨議長に申し出て，代理者を会議に出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 会議に関する事務は，学生課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則の定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成26年12月 9 日から施行する。